

国際満載喫水線条約に対する統一解釈に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び V 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS は、これまで国際条約等に対して多くの統一解釈を策定してきており、本会としても、上記条約の適用においてこれらの統一解釈を適用してきている。しかしながら、必ずしもすべての統一解釈を鋼船規則等に明記していなかった。

一方 IACS は、2006 年 10 月に統一手順 No.31 を採択し、上記を含むすべての統一解釈について、船級規則に取り入れる又は適用することを明記する等により、統一解釈の厳格な適用を図ることを決めた。

このため、本会としても統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈を取り入れる必要が生じていた。

今般、国際満載喫水線条約に関する IACS の統一解釈のうち、これまで規則等に取り入れていなかった統一解釈に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船楼端隔壁出入口の敷居高さについて、昇降口室に該当する場合について適用規定を明記した。(IACS 統一解釈 LL8)
- (2) 昇降口室出入口の敷居高さに関する規定を改めた。(IACS 統一解釈 LL8)
- (3) サイドドアの下縁の位置について、満載喫水線より 230 mm 上方の位置より下方となることを認める旨を追記した。(IACS 統一解釈 LL21)
- (4) 隆起甲板後端壁の開口に関する詳細規定を加えた。
- (5) 取り外し式敷居を用いる場合の適用条件に、射水試験の実施及び航海日誌への記録を加えた。(IACS 統一解釈 LL5)
- (6) 取外し式倉口蓋(倉口覆布を用いるもの)に対して、帯鋼と同等とみなせる締付け装置について、詳細規定を加えた。(IACS 統一解釈 LL40)
- (7) 大型の丸窓についての適用を明記するとともに、低船尾楼上の甲板室の窓に関する適用を加えた。(IACS 統一解釈 LL62)
- (8) 通風筒の閉鎖装置について、鋼又は同等の材料とすることを明記した。(IACS 統一解釈 LL52)